

旭川医科大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

旭川医科大学

1. 調査に至った経緯・概要

本学に所属していた元教授による研究活動上の不正行為について、文部科学省へ匿名の告発があり、本学在職時において行われた研究活動上の問題であることから、令和2年3月10日付けで本学に回付された。

告発の内容は、本学の元教授（以下、「被告発者」という。）が投稿し平成29年3月に学会雑誌に掲載された論文に関し、他の医療チームが過去に投稿した論文中の写真を勝手に自分の論文に使用した「盗用」が行われたとするものであった。

本告発を「旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（以下、「本学規程」という。）」に基づき受理し、令和2年3月25日付けで予備調査委員会を設置のうえ、本調査実施の必要性について調査を行った。

告発対象の論文は、既に取り下げされていたが、取り下げに至った経緯や事情等を含めて予備調査を実施した結果、被告発者の投稿した論文は、本学規程第2条に定める特定不正行為の「盗用」に該当する可能性が高いと判断し、同年4月13日付けで本調査を行うことを決定した。

2. 調査内容

(1) 調査体制

特定不正行為にかかる調査委員会（学内委員4名、学外委員4名 計8名）

学内委員：委員長 副学長（教育・研究） 西川 祐司

学内委員：内科学講座（病態代謝・消化器・血液腫瘍制御内科学分野）教授
奥村 利勝

学内委員：社会医学講座（公衆衛生学・疫学分野）教授 西條 泰明

学内委員：事務局長 保科 豊次

学外委員：廣田善康法律事務所 弁護士 廣田 善康

学外委員：旭川大学 保健福祉学部 教授 信木 晴雄

学外委員：名誉教授 藤尾 均

学外委員：森産科婦人科病院 顧問 千石 一雄

(2) 調査期間 令和2年6月10日～令和2年10月13日

(3) 調査対象

対象者：旭川医科大学教員5名（元教員を含む）

被告発者（論文筆頭著者）…元教授

論文共著者…教員4名（元教員2名を含む）

対象論文：告発対象論文1編

対象経費：被告発者及び共著者が代表者又は分担者となっている、平成28年度及び

平成29年度における競争的資金（科学研究費助成事業）、その他の外部資金及び基盤的経費（運営費交付金）

(4) 調査方法・手順

書面調査： 対象となる投稿論文1編に対する盗用箇所等の精査・照合、被告発者及び共著者の科学研究費助成事業の実績報告書及び収支簿、及びその他の外部資金、基盤的経費に係る支出伝票一覧の精査

関係者ヒアリング：被告発者への事情聴取、共著者への書面による質問

調査手順： 書面調査及び共著者への質問を行い、調査過程で生じた疑義等も含めて被告発者への事情聴取により調査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- ① 特定不正行為：盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示がなく流用すること）
- ② 特定不正行為以外の不正行為：不適切オーサiership（論文著作者が適正に公表されないこと）

(2) 不正行為に係る研究者

- ① 「盗用」に関与したと認定した研究者：被告発者（旭川医科大学 元教授）
- ② 「不適切オーサiership」に関与したと認定した研究者：同上

なお、対象論文は告発がなされる前に既に取り下げられているため、本学規程第21条第1項に基づき、不正行為に係る者の氏名・所属は公表しない。

(3) 不正行為が行われた経費・研究課題

不正行為が認定された論文は、テーマが指定された総説論文であり、特定の研究課題の成果として執筆された論文ではなく、被告発者による日常的な活動に対する経費（運営費交付金）により行われた診療行為や研究活動の中で作成されたものである。また、執筆過程において、投稿料など直接関連する経費の支出は認められなかった。

(4) 不正行為の具体的な内容

① 特定不正行為：盗用

対象論文の執筆過程において、わかりやすい挿絵や適切な画像等を探す目的で、インターネット上の他大学研究者のホームページ中の画像、公開済の他者論文中の画像、及び他者のブログ記事中の画像10か所を流用し、トリミング、画像の向きの変更、画像中の文字消去を行ったうえで、自己の論文に各著作者の承諾なしに、また、適切な表示なしに使用した。

② 特定不正行為以外の不正行為：不適切オーサiership

共著者4名に共著者となることの了承を得ずとも問題ないものと判断し、自らが依

頼論文を全て執筆するとともに、共著者に論文記載内容の確認を行わずに投稿した。

(5) 判断理由

① 特定不正行為：盗用

被告発者は、インターネットで検索した画像はオープンソースで公開されたものと勘違いしたこと、また、当初より盗用する意図はなかった旨弁明しており、故意であるとは断定できないが、出典を記載せず著作者への承諾も得ずに投稿・公開し、著作者から告発されるに至った事態は、本学所属研究者としての責務や論文投稿において遵守すべき基本的事項を欠く許されない行為であり、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものと言わざるを得ない。

対象論文中の画像10か所については、他大学研究者のホームページ中の画像、公開済の他者論文中の画像、及び他者のブログ記事中の画像を各著作者の承諾なしに、また、適切な表示なしに流用したものととして、本学規程第2条第2号及び第3号に規定する、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示がなく流用する、特定不正行為の「盗用」と判断した。

本盗用は、筆頭著者である被告発者が執筆、図の作成を含めすべて一人で行ったものであり、共著者に盗用行為の関与はなかったと判断した。

② 特定不正行為以外の不正行為：不適切オーサーシップ

被告発者及び共著者への事情聴取等により、筆頭著者である被告発者は、共著者4名の承諾なしに対象論文の著者に加えたものとして、本学規程第2条に規定する不正行為である、論文著作者が適正に公表されない「不適切オーサーシップ」を行ったものと認定した。

本不正行為は、筆頭著者である被告発者が執筆を含めすべて一人で行ったものであり、共著者らは執筆に関する役割もなく投稿することも知らされていなかったため、共著者としての責任はないと判断した。

4. 本学がこれまで行った措置の内容

本件は、雑誌論文の投稿先である学会により、対象論文の取り下げ措置が平成29年10月に行われ、既に当該学会において盗用が認定され、平成30年5月より被告発者（筆頭著者）への1年間の投稿禁止措置が下されている。

被告発者は、本学における特定不正行為にかかる調査を行う以前に本学を退職していることから、本学において保有している競争的資金等の予算はなく、当該資金等の執行停止措置は講じておらず、退職により学内規程（職員懲戒規程）が適用されないため処分を行っていない。

また、対象論文の共著者4名のうち2名については、被告発者同様、既に本学を退職しているほか、4名全員が当該論文の執筆及び図の作成に一切関与しておらず、盗用及び不適切オーサーシップの責任は筆頭著者である被告発者のみにあると判断したため、競争的資金等の執行停止措置及び処分は行っていない。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

特定不正行為の盗用や不適切オーサーシップを行った被告発者自身、及び組織全体における発生要因は以下であると判断した。

- 1) 研究者としてわきまえるべき責務や研究倫理意識を欠き、他者等の図・表を引用する際は出典または引用許可がある旨を明記することや、共著者への承諾を必ず行うことなど、論文を投稿する上での基本的な義務や、筆頭著者として留意すべき事項を怠った。
- 2) 講座等における研究活動上の不正行為防止のための研究倫理教育の徹底や、公的研究費の適正な管理を行う等について自らが規範を示し、責任を負う立場である「コンプライアンス推進責任者」の自覚を欠いていた。
- 3) 教職員全体の不正防止等への意識が不足しており、研究倫理、研究者としての基本的義務についての理解が不十分であるほか、「コンプライアンス推進責任者」全員が研究不正防止における役割を十分に認識しているとは言い難い。
- 4) 外部から指摘された本学教職員に係る不正行為等の問題について、知り得た者が告発等受付窓口に通報・相談するという意識が薄く、上長が不正を行った場合、部下が通報・相談しにくい環境であることも否めない。また、不正事案を把握した際の不正防止体制における報告に関する責任体制が不明瞭であるなど、不正事案を大学として把握・対応する仕組みが不十分である。

(2) 再発防止策

発生要因等を踏まえ、教職員の不正防止等に関する意識をより高めるとともに、大学全体として実効性のある不正防止体制が構築されるよう、以下の再発防止策を講ずる。

- 1) 論文投稿やオーサーシップに関する留意点を文書によりあらためて周知徹底し、論文投稿に際しての基本的な義務などを研究者に認識させるとともに、事前承諾など適切なオーサーシップの意識を保持させる。
- 2) 不正防止のための教育や研究費の適正な管理等を統括する立場である「コンプライアンス推進責任者」となっている各講座等の長に、会議を通じ不正事例の説明や注意喚起を行うとともに、コンプライアンス推進責任者としての責務についての文書発出や、研究倫理講習未受講者の把握・管理など、責任者の役割を果たすよう指導を徹底する。
- 3) 現行の座学主体の「研究倫理に関する講習」について、eラーニング受講の義務付けを検討するとともに、不正防止意識を継続的に保持させるため、講習受講後5年間再受講を要しない取扱いを短縮するなどの方策を講ずる。また、不正使用の防止を主体として作成した現行の「研究費使用ハンドブック」を、特定不正行為である捏造、改ざん、盗用に加え、二重投稿や不適切オーサーシップなど、不正行為防止に関する内容を追加し「研究活動に関するハンドブック」等へ改称したうえで各部署に配付する。
- 4) 研究不正告発受付窓口をより広く認知させるとともに、外部から指摘された不正行為問題を知った者の報告義務付けなど、大学として研究不正事案を把握・対応する仕組みの構築や、より相談しやすい外部通報窓口の設置を検討する。

以上